

# 活用のしおり

～教職員用～

## 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を用いた詳細な情報の把握

学校には、アレルギー疾患のある児童生徒が在籍しています。これらの児童生徒に対して、適切な取り組みを行うためには、個々の児童生徒に関する詳細な情報を学校の教職員全員で共有することが重要です。

●管理指導表は個々の児童生徒についてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医が記載し、保護者を通じて、学校が把握するものです。

表 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎

裏 食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎

●●●管理指導表は原則として学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、以下のように活用されることを想定し作成されています。●●●

- ①学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取り組みを希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。
- ②保護者は、学校の求めに応じ、主治医・学校医に記載してもらい、学校に提出する。
- ③学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議し取り組みを実施する。
- ④主なアレルギー疾患が1枚（表・裏）に記載できるようになっており、原則として一人の児童生徒について1枚提出される。
- ⑤学校は提出された管理指導表を、個人情報の取り扱いに留意するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。
- ⑥管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事柄などの指示が変化しうる場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。）
- ⑦食物アレルギーの児童生徒に対する給食での取り組みなど必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報の提出を求め、総合して活用する。

管理指導表には児童生徒の健康に関わる重要な個人情報に記載されていますので、学校は管理に十分注意するとともに、情報を知った教職員は、他者にその情報を漏らさないようにする必要があります。

## 対象となる児童の把握から取り組み実施までのながれ（モデル例）

（小学校入学を契機とした場合）

モデル例を参考に、教育委員会作成の資料や各学校の実状に合わせて実際の対応を進めてください。

1	アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童の把握 (A) 就学時健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B) 入学後、アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みについて相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。	11月～3月・4月
2	対象となる児童の保護者への管理指導表の配布 ○(A)により申し出があった場合には、教育委員会から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取り組みを必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は原則提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。	11月～3月・4月
	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、さらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出 （③④の過程を②と同時に実施すると効率化を図ることができる）	
3	管理指導表に基づく校内での取り組みの検討・具体的な準備 ○校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭/学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取り組みを検討し、「取り組みプラン（案）」を作成する。 ○養護教諭、栄養教諭/学校栄養職員等が中心となり、取り組みの実践にむけた準備を行う。 ①個々の児童生徒の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ②アレルギー取り組み対象児童生徒の一覧表の作成（以後、個々の「取り組みプラン」とともに保管） など	1月～3月・4月
4	保護者との面談 ○「取り組みプラン（案）」について、保護者と協議し「取り組みプラン」を決定する。	2月～3月・4月
5	校内「アレルギー疾患に対する取り組み報告会」における教職員の共通理解 教職員全員が個々の児童生徒の「取り組みプラン」の内容を理解する。	2月～3月・4月
	「取り組みプラン」に基づく取り組みの実施（この間、取り組みの実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	
6	校内「アレルギー疾患に対する取り組み報告会」での中間報告 「取り組みプラン」に基づくこれまでの取り組みを振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取り組みプラン」を修正する。	8月～12月
	取り組みの継続実施	
7	来年度に活用する管理指導表の配布等 配慮・管理を継続する児童生徒の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。	2月～3月

\* 「アレルギー疾患に対する取り組み報告会」は、必ずしも新たな組織を立ち上げる必要はなく、取り組みに関係する可能性のある教職員全員が会する場をもって充てることも可能。

本ガイドラインは、一般的なケースを想定して記載されたものであり、全てのケースにそのまま当てはめられるものではありませんが、アレルギー疾患のある児童生徒の学校生活を安心・安全なものにするためには、学校と保護者の間で正しい知識に基づいた円滑な意思疎通を行うことが大前提となります。その一つの手段としてご活用ください。なお、保護者や児童生徒本人、主治医、学校医などの関係者に、その活用方法などを正しく理解してもらうためのリーフレットも併せてご活用ください。

※財団法人日本学校保健会が運営している「学校保健」(<http://www.gakkohoken.jp>) から、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をダウンロードすることができます。

### アレルギー疾患への対応のポイント

- 各疾患の特徴をよく知ること
- 個々の児童生徒における症状等の特徴を把握すること
- 症状が急速に変化することを理解し、緊急時の対応への準備を行うこと